

長崎県商店街再生プロジェクト支援事業費補助金

商店街等が実施する商店街の再生に向けた取組を支援します！

事業の内容

事業概要

商店街が、地域の関係者や外部人材と連携しながら実施する地域課題の解決等につながる取組を、市町と連携して支援します。

事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商店街組織、商工会、商工会議所等、商業者（3者以上）、特定非営利活動法人

対象事業

商店街が策定する「商店街再生プラン」に基づく取組み

- ①こども場所づくり支援事業
- ②地域課題解決事業
- ③新たなにぎわい創出事業
- ④商店街共同整備事業（ハード事業）
（※ハード事業はソフト事業と併せて実施する場合のみ）

支援内容

地元市町が実施する支援に対して、県が上乗せで支援します。

- <補助率> 80%（県40%、市町40%）
※①の取組については、補助率100%
- <補助上限> 5,000千円（2年間の限度額）
※対象事業ごとの上限あり
※市町補助と同額以内

活用事例

- ・空き店舗を活用した、こども場所づくりの整備
- ・商業者が集まって取り組む、地域の課題解決に向けたイベントの開催
- ・地域を巻き込んだイベントやフェアの開催
- ・商店街の共同施設整備（アーケード改修等）

補助金活用の要件となる「商店街再生プラン」の策定を支援します！！

- ・実践者の話を聞くセミナーの開催（R7.7.3開催）
- ・地域課題の解決につながるアイデア等を考えるワークショップ（R7.8.5開催）
- ・意欲のある商店街に対して、専門家を派遣

問い合わせ先

産業労働部 経営支援課 団体・商業振興担当
担当者：福田、金子
電話：095-895-2650
E-mail：s05570@pref.nagasaki.lg.jp